

令和6年4月23日
厚生労働省

令和6年度行政事業レビューにかかる行動計画

I. 基本的な考え方

行政事業レビューは、各府省庁自らが、自律的に、原則全ての事業について、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させ、また行政事業レビューシート（行政事業点検票。以下「レビューシート」という。）を予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現するものである。さらに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効果的、効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、基金を用いて行う事業（以下「基金事業」という。）の進捗や効果等について厳格に検証を行い、執行の改善につなげるとともに、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを実践していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する必要がある。

以上の基本的な考え方を踏まえ、厚生労働省が所管する事業について「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）等に沿って行政事業レビューを推進するため、行動計画を以下のとおり定める。

Ⅱ. 実施体制

厚生労働省における行政事業レビューを推進するため、厚生労働省行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置する。チームは、事業担当課室長が行ったレビューを点検するほか、行政事業レビュー実施要領（平成25年4月2日行政改革推進会議策定。以下「実施要領」という。）第1部2（1）②に規定された取組を行う。その際、大臣官房会計課は、行政事業レビューにおけるレビュー結果の概算要求への反映や予算執行の観点から助言等を行う。また、政策立案・評価担当参事官室は、行政事業レビューにおけるEBPM的観点から目標・指標設定や政策効果の点検に係る助言等を含め、EBPM推進の実務を担う。

チームは、総括責任者、副総括責任者、事務局責任者及びメンバーをもって構成し、それぞれ別紙に掲げる者をもって充てることとする。

Ⅲ. 行政事業レビューの取組

行政事業レビューの実施にあたっては、政策立案・評価担当参事官室と連携した上で、EBPMの手法等を用いた成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげることとする。

また、外部有識者による点検は「事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか」など、行政事業レビューでEBPMを実践するという観点を踏まえて行うこととする。

【事業の点検】

1. 事業の実態把握

（1）事業単位の整理

厚生労働省の令和5年度の事業について、実施要領に基づき点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

（2）レビューシートの作成

事業所管部局は、事業単位毎にレビューシートを作成し、事業の活動・成果実績、予算の支出先、用途などの実態を把握する。

（3）レビューシートの公表

令和5年度事業、令和6年度新規事業及び令和7年度新規要求事業について、事業の自己点検や4で示す取組を行うた

め、レビューシートに入力可能な事項を入力の上、令和7年度予算概算要求提出期限の翌日（行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日）までに公表を行う。

2. 事業所管部局による自己点検（事業見直し案の検討）

事業所管部局は、事業の活動・成果実績、予算の支出先、使途などの実態を踏まえ、それが本来の事業目的と合致しているか、真に効率的・効果的な支出となっているかなど、政策評価及び経済・財政一体改革との関連性にも留意しながら、概算要求前までに全事業について自己点検を実施する。

3. 外部有識者による点検

自己点検を行った事業のレビューシートのうち一定数につき、外部有識者によって点検を行い、対象事業の点検結果を外部有識者の所見として、レビューシートの所定の欄に入力する。

4. 公開プロセスの実施

事業の実態や自己点検結果を踏まえ、外部有識者によって構成される「厚生労働省行政事業レビュー外部有識者会合」において対象事業を決定した上で、外部有識者を交えて公開プロセスを実施する。

（１）外部有識者

取りまとめ役を含め厚生労働省が委嘱した外部有識者2名以上に、行革事務局が指定する外部有識者2名以上（原則、厚生労働省が委嘱した外部有識者と同じ人数とする。）を加えて実施する。

（２）公開方法

インターネットを活用し同時性・公開性を担保することとし、結果及び議事録は、後日、速やかに公開する。

（３）事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、適切に対応を行う。

5. 結果の公表、概算要求・予算等への反映

公開プロセスの結果を踏まえ、公開プロセスにかからない他の事業についても、レビューを実施するとともに、公開プロセス結果の視点も踏まえ必要な横断的見直しを行うなどして、その結果を令和7年度予算の概算要求に反映させ、公表する。これを組織や制度の見直しにも活用していくこととし、適切に予算執行にも反映させることとする。

また、行政改革推進会議による検証結果を以後の予算等に反映させることとする。

6. 行政事業レビューの実効性向上のための施策

国民や職員からの意見・提言募集、人事評価への反映、優良事業改善事例の選定、職員の資質向上に係る取組など、行政事業レビューの実効性を高め、その向上に資する施策について、積極的に取り組む。

(1) 国民や職員からの意見・提言募集

行政事業レビューについて、インターネット等を活用し、国民や職員からの意見・提言を募集し、有効なものについては取組として実践する。

(2) 人事評価への反映

人事評価の目標設定に当たって、コスト意識の視点から、予算執行の効率化に関する取組を盛り込む。

(3) 優良事業改善事例

優良事業改善事例について、9月末までに公表する。

(4) 職員の資質向上

レビューシートの入力方法や留意事項等を示したチェックリストを事業所管部局に配布し、自己点検をより一層実効性のあるものとする。

【基金の点検】

1. 基金シートについて

(1) 基金シート作成単位の整理

公益法人等に造成された基金について、点検の対象となる基金事業の単位を整理する。

(2) 基金シートの作成

基金所管部局は、基金事業の単位別に基金シートを作成する。

(3) 基金シートの公表

基金シートは、9月中旬までに公表する。

(4) 自己点検

基金事業の実態を踏まえ、基金方式により実施する必要性があるのか、基金を造成する法人等に適格性はあるのか、基金への拠出時期や額に適切性はあるのかなど自己点検を実施する。

(5) 外部有識者による書面点検

原則全ての基金事業について、厚生労働省が委嘱した外部有識者によって書面による点検を行い、点検結果を外部有識者の所見として基金シートの所定の欄に入力する。

2. 地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表について

(1) 地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表の作成

基金所管部局は、基金事業の単位別に地方公共団体等保有基金執行状況表を、国から出資を受けた法人等の所管部局は、出資状況表を作成する。

(2) 地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表の公表

地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表は、9月中旬までに公表を行う。

(3) 精査

基金の実態を踏まえ、地方公共団体の事務負担等に留意しつつ精査を行う。

IV. 今後のスケジュール（予定）

【事業の点検】

4月～	公開プロセス対象事業の選定
5月～	外部有識者による書面点検
6月～	公開プロセスの実施
7月上旬	行政事業レビューの結果を概算要求に反映
8月末	概算要求
概算要求の翌日	レビューシートの公表
9月末	優良事業改善事例の公表

【基金の点検】

5月～

9月中旬

外部有識者による書面点検

基金シート、地方公共団体等保有基金執行状況
表及び出資状況表の公表

(別紙)

厚生労働省行政事業レビュー推進チーム

総括責任者 : 大臣官房総括審議官
副総括責任者 : 大臣官房政策立案総括審議官
事務局責任者 : 会計管理官、参事官 (調査分析・評価担当)
メンバー : 大臣官房人事課長
大臣官房総務課長
大臣官房会計課長
大臣官房地方課長
大臣官房国際課長
大臣官房厚生科学課長
大臣官房参事官 (情報化担当)
医政局総務課長
健康・生活衛生局総務課長
健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長
医薬局総務課長
労働基準局総務課長
労働基準局安全衛生部計画課長
職業安定局総務課長
職業安定局雇用開発企画課長
雇用環境・均等局総務課長
社会・援護局総務課長
社会・援護局援護企画課長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
老健局総務課長
保険局総務課長
年金局総務課長
年金局事業企画課長
人材開発統括官付参事官 (人材開発総務担当)
政策統括官 (総合政策担当) 付参事官 (政策統括官
付政策統括室副室長併任)
政策統括官 (総合政策担当) 付参事官 (政策統括官
付政策統括室副室長併任)
中央労働委員会事務局総務課長